

# 山口県報

平成27年  
3月31日  
(火曜日)

## 目 次

○規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十七号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中  
「第二目 消防学校(第二十二條―第二十四條)  
第三目 少年消防クラブ会館(第二十五條・第二十六條)  
第四目 防災行政連絡所(第二十七條―第二十九條)  
第五目 防災センター(第二十九條の二―第二十九條の四)」  
を

「第二目 防災行政連絡所(第二十二條―第二十四條)  
第三目 防災センター(第二十四條の二―第二十四條の四)  
第四目 消防学校(第二十五條―第二十七條)  
第五目 少年消防クラブ会館(第二十八條・第二十九條)」  
に、

「第十三目 児童相談所(第六十條―第六十三條)」

第十四目 削除  
第十五目 削除

第十六目 育成学校(第七十一條―第七十五條)

第十七目 みほり学園(第七十六條―第七十八條)

第十八目 母子・父子福祉センター(第七十九條―第八十一條)

第十九目 知的障害者更生相談所(第八十二條―第八十四條)

第二十目 身体障害者更生相談所(第八十五條―第八十七條)

第二十一目 身体障害者福祉センター(第八十八條―第九十一條)

第二十二目 削除

第二十三目 点字図書館(第九十五條―第九十七條)

第二十四目 聴覚障害者情報センター(第九十八條―第一百條)

第二十五目 削除

「第十三目 知的障害者更生相談所(第五十九條の二十一・第五十九條の二十

第十四目 身体障害者更生相談所(第五十九條の二十三・第五十九條の二十

第十五目 身体障害者福祉センター(第五十九條の二十五―第五十九條の二十

七)

第十六目 点字図書館(第五十九條の二十八―第五十九條の三十)

第十七目 聴覚障害者情報センター(第五十九條の三十一―第五十九條の三十

三)

第十八目 児童相談所(第六十條―第六十三條)

第十九目 削除

第二十目 削除

第二十一目 育成学校(第七十一條―第七十五條)

第二十二目 みほり学園(第七十六條―第七十八條)

第二十三目 母子・父子福祉センター(第七十九條―第百三十八條)

める。

第八条第一項の表総務部の部管財課の項中「財産管理班」を「財産活用班」に改め、  
同部防災危機管理課の項中「調整班 消防救急班 防災対策班」を「防災企画班」に、  
「通信管理班 産業保安班」を「通信管理班」に改め、同項の次に次のように加える。

消防保安課	消防救急班 産業保安班
-------	----------------

第八条第一項の表総合企画部の部広報広聴課の項中「広報班」を「広報班 県外PR班」に改め、同表健康福祉部の部医務保険課の項及び地域医療推進室の項を次のように改める。

医療政策課	医療企画班 医療対策班 医師確保対策班 看護指導班
医務保険課	医療指導班 保険指導班

第八条第一項の表健康福祉部の部健康増進課の項中「母子保健・感染症班」を「感染症班」に改め、同部こども未来課の項を削り、同部に次のように加える。

局援応て育子・もどこ	
こども政策課	少子化対策推進班 保育・母子保健班
こども家庭課	児童環境班 青少年・家庭福祉班

第八条第一項の表商工労働部の部企業立地推進室の項中「企業立地推進室」を「企業立地推進課」に改め、同表農林水産部の部企画流通課の項を次のように改める。

ぶちうまやまぐち推進課	市場・金融班 販路開拓推進班 6次産業推進班
-------------	------------------------------

第九条第一項の表総務部の部防災危機管理課の項第四号を次のように改める。  
四 国土強靱化に関する総合調整に関すること。

第九条第一項の表総務部の部防災危機管理課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「消防学校、少年消防クラブ会館、」を削り、同号を同項第九号とし、同項の次に次のように加える。

消 防	一 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関すること。 二 危険物の規制及び消防設備士に関すること。
-----	--

安 課	三 高圧ガス及び液化石油ガスの取締りに関すること。 四 消防に関すること。 五 消防学校、少年消防クラブ会館に関すること。
-----	---

第九条第一項の表総合企画部の部広報広聴課の項第一号中「県行政の」を削り、同表環境生活部の部生活衛生課の項第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 食品に関する表示に関すること。  
第九条第一項の表環境生活部の部自然保護課の項第六号中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同表健康福祉部の部厚政課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 生活困窮者の自立支援に関すること。  
第九条第一項の表健康福祉部の部指導監査室の項の次に次のように加える。

医 療 政 策 課	一 医師及び歯科医師に関すること。 二 保健師、助産師及び看護師（健康増進課の主管に属するものを除く。）に関すること。 三 保健医療計画に関すること。 四 救急医療及びへき地医療に関すること。 五 死体解剖、角膜移植その他医療社会事業に関すること。 六 がん対策に関すること。 七 周産期医療対策に関すること。 八 自治医科大学及び医学学生修学資金等に関すること。
-----------	---

第九条第一項の表健康福祉部の部医務保険課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同部地域医療推進室の項を削り、同部健康増進課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同部こども未来課の項を削り、同部に次のように加える。

こ ども 政 策 課	一 児童の福祉（障害者支援課及びこども家庭課の主管に属するものを除く。）に関すること。 二 少子化対策の推進及び調整に関すること。 三 保育士試験に関すること。 四 母子保健に関すること。
こ ども	一 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 二 児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童手当に関すること。

も	三 児童委員等に関すること。
家	四 青少年の健全育成の推進及び調整に関すること。
庭	五 児童福祉事業従事者の資格認定及び指導に関すること。
課	六 児童相談所、育成学校、みほり学園及び母子・父子福祉センターに関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部企業立地推進室の項中「企業立地推進室」を「企業立地推進課」に改め、同表農林水産部の部企画流通課の項中「企画流通課」を「ぶちうまやまぐち推進課」に改め、同部農業振興課の項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払に係るものに限る。）に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部農村整備課の項に次の一号を加える。  
 十八 日本型直接支払制度（多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に係るものに限る。）に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部森林企画課の項第四号を次のように改める。  
 四 林産物の生産及び加工に関すること（ぶちうまやまぐち推進課の主管に属するものを除く。）。

第九条第一項の表土木建築部の部砂防課の項第十号中「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同部住宅課の項第八号中「宅地建物取引業者」を「宅地建物取引業」に改め、同項第十号中「農地所有者等への」を「農地所有者等に対する」に、「利子補給」を「報告の徴収及び立入検査」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 マンション敷地売却組合の設立認可に関すること。

第十二条第三項の表部の項中「危機管理監」を「危機管理監 企業立地統括監」に改める。

第三章第一節第一款第二目及び第三目を削る。

第三章第一節第一款第四目中第二十七条を第二十二条とし、第二十八条を第二十三条とし、第二十九条を第二十四条とし、同目を同款第二目とする。

第三章第一節第一款第五目中第二十九条の二を第二十四条の二とし、第二十九条の三を第二十四条の三とし、第二十九条の四を第二十四条の四とし、同目を同款第三目とし、同款に次の二目を加える。

第四目 消防学校

（名称及び位置）

第二十五条 消防学校設置条例（昭和二十四年山口県条例第三十四号）により設置され

た消防学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
山口県	消防学校	山口市	

（分課）

第二十六条 消防学校に次の課を置く。

総務課

教務課

（分掌事務）

第二十七条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分	掌	事	務
総務課	一	庶務に関すること。		
	二	税外諸収入金に関すること。		
教務課	一	消防職員及び消防団員の教育訓練の実施に関すること。		
	二	消防に関する調査及び研究に関すること。		

第五目 少年消防クラブ会館

（名称及び位置）

第二十八条 山口県少年消防クラブ会館条例（昭和四十四年山口県条例第一号）第一条の規定により設置された少年消防クラブ会館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
山口県	少年消防クラブ会館	山口市	

（業務）

第二十九条 少年消防クラブ会館の業務は、次のとおりである。

- 一 少年に対する火災予防上の指導に関すること。
- 二 少年消防クラブの指導者の養成及び少年消防クラブの運営指導に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、火災予防思想の普及徹底及び少年消防クラブの指導育成のために知事が適当であると認める業務に関すること。

第三十一条の表中

山口県東京事務所

を

山口県東京営業本部
山口県東京事務所

に改める。

第三十二条第四号中「及び物産」を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「に係る職業紹介等」を「及び移住の促進」に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 県内の物産の販路の拡大、宣伝、紹介等に関すること。

第五十条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活困窮者の自立支援に関すること。

第五十一条の四の表生活環境課の項中第三十三号を第三十四号とし、第十七号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 食品に関する表示に関すること。

第五十一条の四の表食品衛生課の項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 食品に関する表示に関すること。

第三章第一節第五款第十九目から第二十六目までの目名を削る。

第八十二条から第三十八条までを次のように改める。

第八十二条から第三十八条まで 削除

第三章第一節第五款中第十八目を第二十三目とし、第十四目から第十七目までを五目ずつ繰り下げる。

第六十条の表山口県中央児童相談所の項中「宇部市 山口市」を「山口市」に、「美祢市 山陽小野田市」を「美祢市」に改め、同表山口県周南児童相談所の項の次に次のように加える。

山口県宇部児童相談所	宇部市	宇部市	山陽小野田市
------------	-----	-----	--------

第六十一条の表中

山口県周南児童相談所

を

山口県周南児童相談所  
山口県宇部児童相談所

に改める。

第三章第一節第五款中第十三目を第十八目とし、第十二目の次に次の五目を加える。

第十三目 知的障害者更生相談所

(名称及び位置)

第五十九条の二十一 山口県知的障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十二号)第一条の規定により設置された知的障害者更生相談所の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
山口県知的障害者更生相談所	山口市		

(業務)

第五十九条の二十二 知的障害者更生相談所の業務は、次のとおりである。

一 障害者支援施設等への入所等の措置に係る市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと。

二 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

三 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十二条第二項の規定により、市町が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六条第一項の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

第十四目 身体障害者更生相談所

(名称及び位置)

第五十九条の二十三 山口県身体障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十三号)第一条の規定により設置された身体障害者更生相談所の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置

山口県身体障害者更生相談所	山 口 市
---------------	-------

(業務)

第五十九条の二十四 身体障害者更生相談所の業務は、次のとおりである。

- 一 障害者支援施設等への入所等の措置に係る市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 二 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 四 補装具の処方及び適合判定に関すること。
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項、第七十四条第一項及び第七十六条第三項の規定による意見の申出に関すること。
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六条第一項及び第七十四条第二項の規定による技術的事項についての協力その他市町に対する必要な援助に関すること。

第十五目 身体障害者福祉センター

(名称及び位置)

第五十九条の二十五 身体障害者社会参加支援施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号）第一条の規定により身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センターとして設置された身体障害者社会参加支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県身体障害者福祉センター	山 口 市

(分課)

第五十九条の二十六 身体障害者福祉センターに次の課を置く。

総 務 課

相談判定課

(分掌事務)

第五十九条の二十七 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分 掌 事 務
---	---------

- 総 務 課
- 一 庶務に関すること。
  - 二 税外諸収入金に関すること。
  - 三 定例報告及び統計調査に関すること。
  - 四 施設の維持及び管理に関すること。
  - 五 更生援護の企画に関すること。
  - 六 身体障害者関係機関との連絡調整に関すること。

相談判定課

- 一 身体障害者の医学的更生に関すること。
- 二 身体障害者の心理的更生に関すること。
- 三 身体障害者の職業的更生に関すること。
- 四 補装具の装着訓練に関すること。
- 五 身体障害者の教養の向上及び社会適応訓練に関すること。
- 六 点訳奉仕員等のボランティアの要請に関すること。
- 七 身体障害者の機能回復訓練に関すること。
- 八 身体障害者のためのスポーツ及びレクリエーションに関すること。

第十六目 点字図書館

(名称及び位置)

第五十九条の二十八 身体障害者社会参加支援施設条例第一条の規定により身体障害者福祉法第三十四条に規定する視聴覚障害者情報提供施設（視覚障害者）として設置された身体障害者社会参加支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県点字図書館	山 口 市

(業務)

第五十九条の二十九 山口県点字図書館（次条において「点字図書館」という。）は、点字刊行物及び盲人用の録音物の利用並びに点訳奉仕員及び朗読奉仕員の指導及び育成に関する業務を行う。

(事務の委任)

第五十九条の三十 点字図書館の管理に関する事務は、山口県教育委員会に委任して行われる。

第十七目 聴覚障害者情報センター  
(名称及び位置)

第五十九条の三十一 身体障害者社会参加支援施設条例第一条の規定により身体障害者福祉法第三十四条に規定する視聴覚障害者情報提供施設(聴覚障害者)として設置された身体障害者社会参加支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県聴覚障害者情報センター	山 口 市

(業務)  
第五十九条の三十二 山口県聴覚障害者情報センター(次条において「聴覚障害者情報センター」という。)の業務は、次のとおりである。

- 一 聴覚障害者用の録画物の製作及び利用に関すること。
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第六号に規定する意思疎通支援を行う者の養成及び派遣に関すること。
- 三 聴覚障害者に関する相談及び指導に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、聴覚障害者の福祉の増進を図るために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)  
第五十九条の三十三 聴覚障害者情報センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 身体障害者社会参加支援施設条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 身体障害者社会参加支援施設条例第十九条の三第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 身体障害者社会参加支援施設条例第二十一条の規定により、聴覚障害者情報センターの利用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

第四百十条の表中

山 口 県 大 阪 事 務 所
-----------------

を

山 口 県 大 阪 営 業 本 部
山 口 県 大 阪 事 務 所

に改める。

第四百四十一条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 県内の観光地の宣伝及び紹介に関すること。

第四百四十一条第四号を次のように改める。

四 企業等の誘致に関すること。  
第四百四十一条第五号を削り、同条第六号中「に係る職業紹介等」を「及び移住の促進」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第四百七十八条の表農村整備部の項第一号中「土地改良事業」の下に「及びその関連事業」を加え、同表森林部の項第五号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

第四百八十六条中「技術指導室」を削り、同条の表農業研修部の項を次のように改める。

農業担い手支援部	教務課 園芸課 畜産課 就農・技術支援室
----------	----------------------

第四百八十八条の表技術指導室の項を削り、同表農業研修部の項を次のように改める。

農業担い手支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 農業の担い手育成のための研修及び就農支援に関すること。</li> <li>二 研究成果の普及に関すること。</li> <li>三 農業経営及び農村生活の改善並びにその普及指導活動に関すること。</li> <li>四 農業及び生活技術の基本的事項についての連絡調整に関すること。</li> <li>五 農業普及指導員の研修に関すること。</li> <li>六 農業大学校との連絡調整に関すること。</li> </ul>
----------	---

第四百八十八条の表林業技術部の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百五十条の表建築住宅課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「宅地建物取引業者」を

「宅地建物取引業」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。  
 第二百九十七条第一項の表出先機関の項中「所長」を「所長 本部長」に改め、同条第三項の表出先機関の項中「参事」を「参事 副本部長」に改める。  
 第三百一条第一号の表中「防災危機管理課」を「消防保安課」に、

山口県国民健康 保険審査会	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療保 険課
山口県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第四章の規定による徴収金（市町及び山口県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療保 険課
山口県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医療保 険課
山口県医療審査会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十一条の二第一項の規定による同法におけるその権限に属させられた事項及び県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療政 策課
山口県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医療政 策課
山口県国民健康	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の	医療保 険課

を

山口県後期高齢者医療審査会	請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療保 険課
山口県医療審査会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十一条の二第一項の規定による同法におけるその権限に属させられた事項及び県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	地域医 療推 進 室
山口県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項の調査審議及び当該総合的施策の実施の調整並びに必要な関係行政機関相互の連絡調整のために必要な事項に関する知事及び関係行政機関に対する意見の陳述に関する事務	こども 家庭課
山口県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項の規定による市町の介護給付費等に係る処分に對する不服の審査に関する事務	障害者 支援課
山口県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項の調査審議及び当該総合的施策の実施の調整並びに必要な関係行政機関相互の連絡調整のために必要な事項に関する知事及び関係行政機関に対する意見の陳述に関する事務	こども 家庭課

イの表中

を

を削り、同条第二号

に改め、

に、「企画流通課」

を「ぶちうまやまぐち推進課」に改め、同号ロ(2)の表中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条の規定により同法の施行の日前においても行うことができる」とされた同法による改正後の」を削り、「第十七条第三項」の下に、「第二十一条第二項及び第二十二條第二項」を加え、「こども未来課」を「こども政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条第一項の表土木建築部の部砂防課の項第十号、同部住宅課の項及び第二百五十條の表建築指導課の項第十四号の改正規定 公布の日

二 第九条第一項の表環境生活部の部自然保護課の項第六号及び第七十八條の表森林部の項第五号の改正規定 平成二十七年五月二十九日